

令和 2 年度第 2 回庁議提案 審議・**報告**・その他  
 提 出 日 : 令和 2 年 4 月 2 8 日  
 担当部・課 : 福祉部福祉総務課〔内線 2 4 5 2〕  
 建設部建築指導課〔内線 5 6 7 2〕

① 件 名
令和元年台風第 1 9 号に伴う被災住宅の応急修理制度の申請受付終了について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p><b>【背景】</b>        令和元年台風第 1 9 号に伴う「被災住宅応急修理制度」については、同年 1 1 月 8 日から災害救助法に基づく国の制度及び市独自制度により被災住宅の改善を支援してきたところであるが、災害発生から半年が経過し、新規申請者は減少しており、県内他自治体においては、「応急修理をすれば居住可能となる場合への支援」といった本制度の趣旨からも、り災証明書の交付が完了していない角田市及び丸森町を除き、既に申請受付を終了している状況である。</p> <p><b>【目的】</b>        必要とされる応急修理制度活用の終息が認められることから申請受付を終了するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p><b>【根拠法令】</b>        災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）        令和元年台風第 1 9 号に伴う災害における石巻市被災者住宅応急修理補助金交付要綱        （令和元年告示第 4 0 1 号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<b>無</b>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b></p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和元年 1 0 月 1 2 日 災害救助法適用        1 1 月 8 日～ 住宅の応急修理制度申請受付</p> <p><b>【制度周知】</b>        1 0 月 2 3 日～ 被害地域被災者戸別訪問調査時に実態調査及び制度説明        1 1 月 8 日 り災証明書発行開始に伴い制度説明チラシ同封        住宅応急修理制度申請受付開始に伴いホームページ掲載及び新聞掲載        1 1 月 2 7 日～ 義援金申請開始と同時に来庁者へ制度説明        1 2 月 2 7 日 戸別訪問調査の結果、「応急修理実施」と回答した被災者に申請勧奨通知        発送        1 月 8 日 り災判定が準半壊以上の未申請者に対し、制度利用意向確認アンケート        調査及び申請勧奨通知発送        3 月 6 日 アンケート調査への回答が「修理予定」及び「未回答」の未申請者に申        請勧奨通知発送</p>
⑤ 主な内容
<p>応急修理に係る申請受付を令和 2 年 5 月 2 9 日までとする。</p> <p>※ 未回答の 1 7 2 世帯に対し、申請受付終了の通知を行う。なお、対象世帯のうち、高齢独居世帯及び高齢者のみ世帯である 4 4 世帯については、電話連絡を行い、希望があれば訪問による制度の説明を実施する。</p>

<p><b>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b></p> <p><b>【影響・効果】</b>          応急修理を必要とする被災住宅の改善が図られた。</p> <p><b>【財源措置】</b>          応急修理見込総件数              国制度分（災害救助法適用）： 172件（ 95, 714千円）              市制度分（独自支援）      ： 95件（ 45, 857千円）                                            計      ： 267件（141, 571千円）</p>
<p><b>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</b></p> <p><b>【県内実施自治体の状況】</b>          国制度による応急修理実施： 24自治体          （内訳）              業務完了済： 11自治体              業務未完了： 13自治体（うち受付申請期限を設定していない自治体：角田市、丸森町）</p>
<p><b>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</b></p> <p>令和2年4月下旬 申請受付終了の周知通知                            5月29日 受付終了</p>
<p><b>⑨ その他</b></p>